

完了後の評価表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）		事業実施期間	平成 29 年度～令和 3 年度（5 年間）																
事業実施地区名 （都道府県名）	(いず) 伊豆森林計画区 （静岡県）		事業実施主体	関東森林管理局 伊豆森林管理署																
完了後経過年数	4 年		管理主体	伊豆森林管理署																
事業の概要・目的			本事業は、静岡県の東部に位置する熱海市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町の 2 市 4 町に所在する約 1 万 6 千 ha の国有林野を対象としている。 本計画区には、狩野川、河津川、仁科川がありその上流部にある国有林は良質な水を育む水源地として重要な役割を果たしており、本計画区域の 97% が水源かん養又は土砂流出防備等の保安林に指定されている。 本計画区は首都圏や中京圏から比較的近い位置にありながら、天城山系のブナ、ヒメシャラ、シャクナゲ等の貴重な天然林が分布するなど豊かな自然環境を有しており、富士箱根伊豆国立公園、保健保安林や都市計画法に基づく風致地区に指定されており、四季を通じて多くの人々が訪れている。 また、気象、地況、土壌等の自然に恵まれた地域を中心にスギ・ヒノキを主とした人工林が分布しており、人工林率は 75% となっている。人工林の齢級構成は間伐適期である 5 ～ 8 齢級が 13%、利用期を迎えた 9 齢級以上が 86% を占め、製材工場やバイオマス発電施設等への木材の安定供給が期待されている。 さらに、近年は積極的な間伐等の森林整備による森林吸収源対策としての地球温暖化の防止や多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全について国有林への期待も高まっている。 このため、本事業はこのような国民の期待に応え、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を確保していくため、主伐跡地における植栽等の更新作業及び保育・間伐等の保育作業並びにその効率的・効果的な実施に必要な路網の整備を実施したものである。 ・主な事業内容 <table><tr><td>森林整備</td><td>更新面積</td><td>45ha</td></tr><tr><td></td><td>保育面積</td><td>882ha</td></tr><tr><td>路網整備</td><td>開設延長</td><td>1.78km</td></tr><tr><td></td><td>改良延長</td><td>5.04km</td></tr></table> ・総事業費 <table><tr><td>2,365,854 千円（税抜き</td><td>2,174,261 千円）</td></tr><tr><td>（28 年度の評価時点</td><td>3,308,843 千円（税抜き 3,063,744 千円））</td></tr></table>		森林整備	更新面積	45ha		保育面積	882ha	路網整備	開設延長	1.78km		改良延長	5.04km	2,365,854 千円（税抜き	2,174,261 千円）	（28 年度の評価時点	3,308,843 千円（税抜き 3,063,744 千円））
森林整備	更新面積	45ha																		
	保育面積	882ha																		
路網整備	開設延長	1.78km																		
	改良延長	5.04km																		
2,365,854 千円（税抜き	2,174,261 千円）																			
（28 年度の評価時点	3,308,843 千円（税抜き 3,063,744 千円））																			

① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化	令和8年度における費用便益分析の結果は以下のとおりである。 なお、事前評価で算出した総費用及び総便益と完了後の評価で算出した総費用及び総便益との差は、費用便益分析に使用する単価の変更や厳しい現地条件により整備費及び保育費等が増嵩した一方で、当初の計画量より事業量が減少したこと等による。 総便益 (B) 7,389,762 千円 (平成28年度の評価時点：11,130,836 千円※) 総費用 (C) 3,879,920 千円 (平成28年度の評価時点：3,458,881 千円※) 分析結果 (B/C) 1.90 (平成28年度の評価時点：3.22)
② 事業効果の発現状況	森林整備の実施により森林が適正に整備され、水源涵養や山地保全等森林の有する公益的機能の維持増進が図られた。 路網整備の実施により森林整備箇所へのアクセスが向上し、高性能林業機械の利用と列状間伐による施業が定着し、事業コストの縮減や労働安全の確保が図られた。 また、本事業の実施を通じて生産された木材を活用し安定供給に努めたことにより地域林業の振興に貢献するとともに、農山村における雇用の場を提供しており、地域の社会経済の発展に貢献した。
③ 事業により整備された施設の管理状況	整備した森林は適切に管理しており、良好な管理状態にある。 整備した路網は、職員による日常の巡視・点検及び台風等の通過後の臨時点検等を通じて通行の支障となる危険個所の有無などの状況確認を行い、利用状況など優先度に応じて補修等し維持管理している。
④ 事業実施による環境の変化	本事業の実施により良好な森林が形成され、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等、森林の有する公益的機能が発揮されている。 また、周囲の森林と調和した適切な森林施業は、自然景観の保持に役立ち、行楽やスポーツの場としても良好な森林環境を形成しており、保健・文化機能を充実させている。
⑤ 社会経済情勢の変化	我が国の森林では、これまでの先人の努力等により、戦後造成された人工林を中心に蓄積量が増加しており、この豊富な森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用することを通じ、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが求められている。このため、若手林業従事者の育成、意欲と能力のある林業経営者の育成、森林の集積・集約化、木材の安定供給の確保等を進めていくため、生産性の向上や労働安全対策の強化に向けたスマート林業の推進等にも取り組む必要がある。
⑥ 今後の課題等	森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、植栽や保育間伐等の森林整備事業を引き続き実施するとともに、事業の実施に当たり更なる作業効率の向上と低コスト化・省力化を図る必要がある。 主伐箇所についてはコンテナ苗を採用した伐採と造林の一貫作業を推進し効率化・省力化を図ることとしている。

	これらの取組については、国有林が先頭に立ち民有林に波及させるため、現地検討会の開催などにより、県・市町村とも連携して取り組んでいくことが重要と考えている。 地元の意見： （静岡県） 森林整備や路網整備の実施により、水源涵養など公益的機能の発揮が期待でき、木材の安定供給にも寄与していることから、引き続き事業を継続していただきたい。 また、デジタル技術の活用や生産性・収益性の向上等の取組について、貴局の取組事例を近隣民有林へ普及していただきたく、研修等による情報提供や御指導をお願いしたい。 （熱海市） 意見なし。 （伊豆市） 本事業の実施により水源涵養、山地保全による災害防止、多面的な公益的機能の発揮等が図られ寄与されている。 今後とも事業継続による森林整備及び管理をお願いする。 （東伊豆町） 意見なし。 （河津町） 意見なし。 （松崎町） 森林整備は水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能に加え、生活環境の整備など、多面的な役割を果たしていると認識している。今後とも継続的かつ適切な森林整備及び維持管理をお願いする。 （西伊豆町） 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、今後とも適正な森林整備と維持管理をお願いする。
森林管理局事業評価 技術検討会の意見	本事業は、人工林資源の循環利用に必要な植栽等の更新作業、間伐等の保育作業を実施するとともに、森林整備の効率的な実施に必要な路網整備に取り組んでいる。これらの取組により、水源涵養や国土保全、地球温暖化防止等、森林の有する多面的な公益的機能が発揮されており、今後もその効果の持続的な発現が見込まれることから、事業の有効性が認められる。 また、今後も地域特性や社会情勢及び事業の評価結果を踏まえ、森林整備や路網の適切な維持管理を実施するとともに、県及び市町村と連携してシカ被害対策に向けた継続的な捕獲対策を推進する必要がある。あわせて、成長に優れた苗木の植栽による造林事業の低コスト化・省力化の取組成果については、県

	及び市町村への積極的な情報提供を一層推進していくことが望まれる。
評価結果	・ 必要性： 本事業は、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に資する事業であり、事業の実施を通じて生産されたスギ・ヒノキ等の木材の安定供給による地域の林業・木材産業の振興に加え、森林とのふれあいの場の提供による地域振興にも寄与していることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 森林整備については、列状間伐の実施やコンテナ苗を採用した伐採と造林の一貫作業の推進、下刈回数の縮減に加え、スマート林業技術及び高性能林業機械導入による低コストかつ効率的な作業システムの定着により事業コストの縮減を図ってきている。 また、路網整備については、これまで森林整備が困難であった箇所への林業専用道の新設や路体の拡幅・舗装などの既設路網の改良を進めた結果、アクセスの向上による事業区域の拡大が図られ、森林整備の促進につながっている。 これらの取組の結果、費用便益分析においても事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 密度調整が必要な林分において間伐等を実施するとともに、シカ被害が深刻な地域において必要な対策を講ずることにより、森林の有する公益的機能の持続的な発揮が図られている。 また、整備した路網を活用した森林資源の循環利用が図られており、今後もその効果が発現されることから、事業の有効性が認められる。

※平成 28 年度の評価時点における数値については、消費税を含んだ数値である。

様式1

便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名：森林環境保全整備事業(国有林)

都道府県名：静岡県

施行箇所：伊豆森林計画区

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養便益	洪水防止便益	1,206,946	
	流域貯水便益	323,703	
	水質浄化便益	1,419,403	
山地保全便益	土砂流出防止便益	952,218	
環境保全便益	炭素固定便益	288,750	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	533,295	
	木材利用増進便益	39,247	
	木材生産確保・増進便益	581,530	
森林整備経費縮減等便益	森林整備促進便益	2,044,670	
総 便 益 (B)		7,389,762	
総 費 用 (C)		3,879,920	
費用便益比	$B \div C = \frac{7,389,762}{3,879,920} = 1.90$		

森林環境保全整備事業 伊豆森林計画区 事業概要図



植付（筏場国有林）



下刈（湯ヶ島国有林）



間伐（湯ヶ島国有林）



路網開設（滑沢支線林業専用道）

